

2015年IO表の社会福祉関係部門における 行政記録情報等の更なる活用について

平成30年3月

SUTタスクフォース会合（第8回）提出資料

厚生労働省政策統括官付
参事官付審査解析室

1 背景・経緯

S U Tタスクフォース会合における指摘事項

(中間投入構造について)

「社会福祉（国公立）では、費用項目のデータが入手できないことから、社会福祉（非営利）に対する「産業連関構造調査（投入調査）」で代用して推計している。」

「社会福祉（国公立）についても社会福祉（非営利）と同程度の細かさで費用構造を把握できるよう、行政記録情報のさらなる活用の可能性を検証するとともに、報告者自身の計数把握状況や負担等に配慮しつつ、社会福祉（国公立）への投入調査の新規実施を検討する。」

- 
- 上記の指摘を受け、活用可能な行政記録情報等の探索や、これらを活用した2015年 I O表における「社会福祉（国公立）★★」部門や「保育所」部門^(注)の投入係数の推計方法の検討を実施
 - 2020年 S U T・I O表の作成に向け、国公立の施設・事業所を対象とした投入調査の実施について、今後、検討

(注) I O表の社会福祉関係部門については、2015年 I O表において、従前の「社会福祉（国公立）★★」「社会福祉（非営利）★」「社会福祉（産業）」の3部門から分割し、「保育所」部門を新設する予定

2 推計方法の見直しの検討（1）

● 「社会福祉（国公立）★★」部門における「地方財政状況調査」の活用

- ✓ 地方公共団体の社会福祉関係の費用構造を把握することができる行政記録情報等としては、各団体の決算書類のほか、網羅的なものとして、「地方財政状況調査」（総務省所管の業務統計）^{（注1）}がある。
- ✓ 当該統計の「民生費」の区分は、I Oの「社会福祉（国公立）★★」部門と概念が類似しており^{（注2）}、これについて人件費、物件費（このうち、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、その他）、維持補修費等の別に決算値が表章されている。

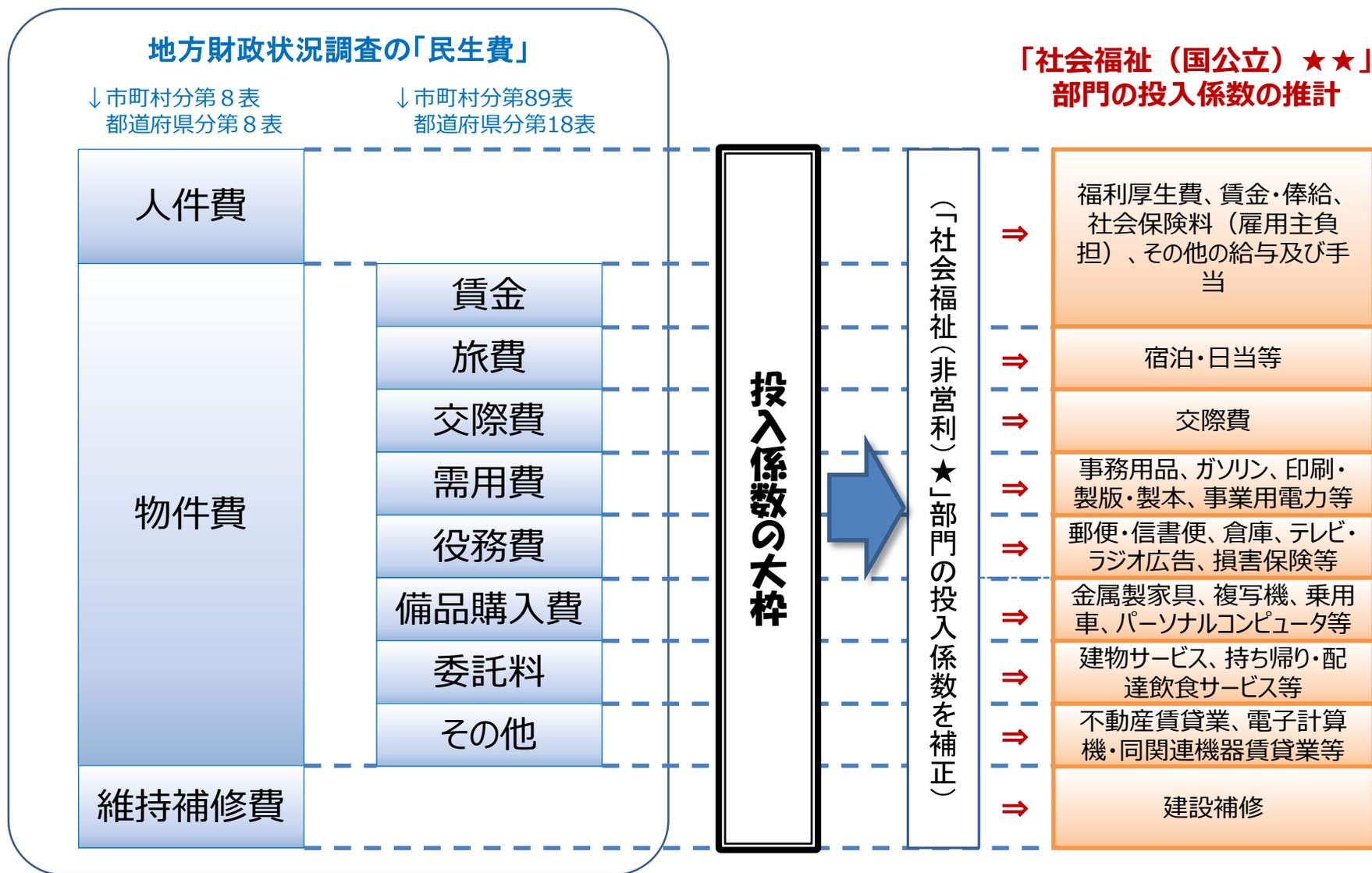
（注1）「地方財政状況調査」は、都道府県や市町村など各地方公共団体の決算に関する統計であり、予算の執行を通じて地方公共団体がどのように行政運営を行ったかを見るための基礎となるもの。団体によって会計の範囲が異なるため、統一的な会計区分を定め、団体間で比較できるようにしている。（出典：e-Stat）

（注2）「民生費」とI Oの「社会福祉（国公立）」部門の概念・定義

区分	概念・定義
民生費	「目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策に要する経費」（出典：「平成29年版地方財政白書（平成27年度決算）」（総務省））
「社会福祉（国公立）★★」	「日本標準産業分類の「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、「福祉事務所」、「その他の児童福祉事業」、「老人福祉・介護事業」、「障害者福祉事業」及び「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、国・地方公共団体等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。なお、介護保険によるサービスは介護部門に含める。」（出典：「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」（産業連関部局長会議））

当該データを使用し、「社会福祉（国公立）★★」部門の投入係数の大枠を調整

(参考) 地方財政状況調査によるデータの投入係数の推計への活用のイメージ



※ 「民生費」には保育所に係る費用も含むため、I O「保育所」部門の推計結果を勘案して調整する必要がある。

2 推計方法の見直しの検討（2）

● 「保育所」部門における個別の決算書類等の活用

- ✓ 公立保育所について、「地方財政状況調査」においては詳細な費用構成が表章されていない。
- ✓ このため、各地方公共団体の個別の決算書類等の活用について検討
- ✓ 決算書類のうち「歳入歳出決算事項別明細書」（注1）において公立保育所の費用構成が表章されている地方公共団体をインターネットでの検索等により探索したところ、一定数みられた（現時点で34団体のデータを把握）。
- ✓ 当該データにおいては、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費等の別に費用構成を把握可能（注2）

（注1）「歳入歳出決算事項別明細書」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項及び第5項並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項の規定に基づく書類であり、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第16条の2の規定により、様式が定められている。

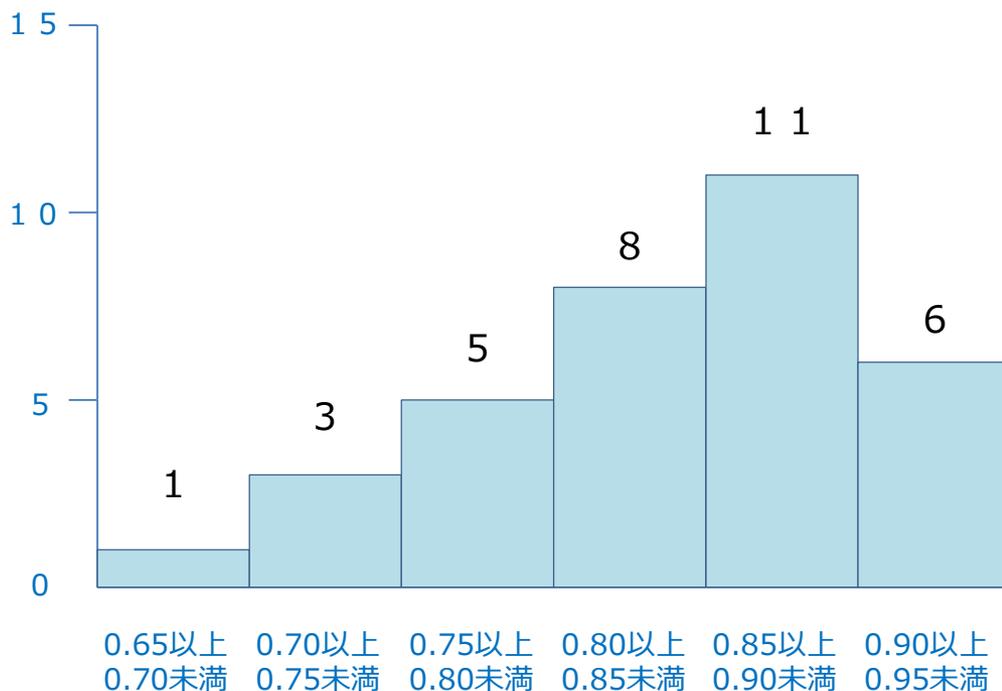
（注2）地方自治法施行規則第15条第2項の規定により、歳出予算に係る節の区分は、以下のとおり定めなければならないとされている。

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 報酬 | 15 工事請負費 |
| 2 給料 | 16 原材料費 |
| 3 職員手当等 | 17 公有財産購入費 |
| 4 共済費 | 18 備品購入費 |
| 5 災害補償費 | 19 負担金、補助及び交付金 |
| 6 恩給及び退職年金 | 20 扶助費 |
| 7 賃金 | 21 貸付金 |
| 8 報償費 | 22 補償、補填及び賠償金 |
| 9 旅費 | 23 償還金、利子および割引料 |
| 10 交際費 | 24 投資及び出資金 |
| 11 需用費 | 25 積立金 |
| 12 役務費 | 26 寄附金 |
| 13 委託料 | 27 公課費 |
| 14 使用料及び賃借料 | 28 繰出金 |

当該データのばらつき・代表性に留意しつつ、これらを使用し、「保育所」部門の投入係数の大枠を調整

(参考) 個別の決算書類による公立保育所データのばらつきの程度について

現時点で収集できた34団体のデータについて、公立保育所が経常的に要する費用のうち、人件費等（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金等の合計）が占める割合をみたところ、ばらつきの程度については以下のような状況であった。



平均	0.83823
中央値	0.84888
標準偏差	0.06332
分散	0.00400
標準誤差	0.01086
最小	0.69141
最大	0.92042
標本の大きさ	34

3 IO表作成への活用に当たっての留意点

● 行政記録情報等（決算書類等）の活用に当たって留意すべき点

国や地方公共団体の費用構造を把握することができる行政記録情報等としては、各機関が作成している決算書類等が挙げられるところ、これらの活用に当たっては、主に次の点に留意する必要があると考えられる。

- 官庁会計においては、一般会計、特別会計、公営企業会計などの区分ごとに処理されているが、例えば、保育所、障害者支援施設などの事業別や施設別の区分で、給与費、材料費、委託費などの費用構成を把握できる公表情報は乏しいこと。
- 官庁会計においては、現金主義を採用しており、IO（発生主義を採用）とは記録の時点が異なること（注）。
⇒ 現金支出を伴わないコスト（減価償却費等）の把握ができない。

（注）発生主義とは、生産活動や取引が実際に行われた時点で記録することをいう。これに対して、現金主義とは、現金の受取や支払が実際に行われた時点で記録することをいう。

生産活動や取引が行われた時点から実際に現金の受渡しが行われるまでには、通常タイムラグが生じる。このため、現金主義で記録した場合、取引基本表の二面等価（粗付加価値部門の合計と最終需要部門（輸入を控除）の合計が一致すること。）は成立しない。

我が国の取引基本表では、二面等価を維持するために、従前から、原則として発生主義を採用している。

（出典：「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」（産業連関部局長会議））

2015年IO表における「社会福祉（国公立）★★」部門及び「保育所」部門の投入係数の推計に当たっては、これらの点に留意しつつ作業を行う。